

千葉市保育所等利用調整事務等取扱要領

1 利用申請手続等

(1) 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第2号に掲げる子ども（以下「2号認定児童」という。）及び第3号に掲げる子ども（以下「3号認定児童」という。）が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「施設（事業）」という。）を利用しようとするときは、千葉市子ども・子育て支援法施行細則（以下「施行細則」という。）第3条第2号に規定する教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申請書（以下「利用申請書」という。）及び次の書類を提出させること。

- ・ 保育を必要とする状況を証する書類
- ・ 施設（事業）利用に関する同意書（様式第1号）
- ・ 施設（事業）利用申請書補助票（様式第7号）（以下「補助票」という。）
- ・ マイナンバー（個人番号）申告書（様式第16号）
- ・ その他別表に定める状況に応じて必要な書類

(2) 保育を必要とする状況を証明する書類として、以下の必要書類を提出させること。

保育を必要とする事由	必要書類
就労	・ 就労証明書（様式第3号）
自営業	・ 就労証明書（様式第3号） ・ 自営を証明するもの（営業許可証・開業届等）又は収入を証明するもの（前年分の確定申告書（写）等）
妊娠・出産	・ 母子手帳（写）
保護者の疾病	・ 診断書
保護者の障害	・ 身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）のいずれか該当するもの
同居親族等の介護・看護	・ 介護、看護を受ける方の診断書等 ・ 介護、看護の必要量が分かるもの（介護、看護計画書等）
災害復旧	・ 罹災証明書等
求職活動	・ 承諾書（様式第5号）
就学、職業訓練	・ 在学証明書、学生証（写）、受講証明書のいずれか該当するもの ・ 時間割表
育児休業期間中の継続利用	・ 育児休業申立書（様式第6号） ・ 育児休業期間の分かるもの（就労証明書等）

(3) 4月からの新規利用に係る申請は、毎年申請期間を設け、第1希望施設（事業）を管轄する保健福祉センターこども家庭課にて受付を行う（郵送による提出も可。申請期間内必着）。また、ちば電子申請サービス及びマイナポータル 子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）（以下「電子申請」という。）による受付も行う。なお、申請を受理したときは、保護者及び申請に係る小学校就学前子ども（以下「申請対象児童」という。）と必要に応じて面接を行う。

(4) 5月以降の年度途中の新規利用に係る申請は、以下のとおりとする。

ア 年度途中の新規利用に係る申請は、第1希望施設（事業）を管轄する保健福祉センター子ども家庭課にて受付（郵送による提出も可）又は電子申請による受付を行う。なお、申請を受理したときは、保護者及び申請対象児童と必要に応じて面接を行う。

イ 年度途中の新規利用に係る申請対象児童のうち、審査の結果、利用可能となった児童は入所前健康調査票に基づく嘱託医の健康調査を行う。

ウ 年度途中の新規利用に係る申請は、原則として毎月10日で締切り（郵送による提出の場合は必着）、翌月の利用調整の対象とする（電子申請は利用調整対象月の前月5日で締切り、保育を必要とする状況を証する書類の提出期限は前月10日までとする。）。ただし、緊急と認めた場合は、この限りでない。なお、10日が土曜日、日曜日、休日に当たるときは、これらの日の直後の開庁日とする。

(5) 利用申請の勧奨

児童福祉施設等から施設（事業）の利用が必要な旨の通知があった場合は、必要な手続きをとるよう、その保護者に対し勧奨すること。

2 支給認定

(1) 支給認定にあたっては、法、同法施行令（以下「施行令」という。）及び同法施行規則（以下「施行規則」という。）並びに施行細則に基づき審査を行うこと。

(2) 施行規則第1条の5第10号の規定により市長が認める事由は、次に掲げる場合とする。

ア 別居している親族等について、児童の保護者が当該親族等の自宅等で介護・看護をする必要がある場合

イ 自営業を営む等により、すでに施設（事業）を利用している児童がいる世帯において新たに児童が誕生した場合に、施設（事業）を利用している児童の保護者の状況が施行規則第1条の5第9号に規定するものと同様の状況である場合

ウ その他市長が必要と認める場合

(3) (2) に掲げる事由についての施行規則第4条第1項による保育必要量の認定は、次のとおりとする。

ア (2) アの場合 施行規則第1条の5第4号の保育必要量

イ (2) イの場合 施行規則第1条の5第9号の保育必要量

ウ (2) ウの場合 当該事由を勘案して市長が定める保育必要量

(4) 施行細則第6条に規定する支給認定の有効期間は次のとおりとする。

ア (2) アの場合 2号認定児童の場合 施行規則第8条第2号の期間

3号認定児童の場合 施行規則第8条第8号の期間

イ (2) イの場合 施行細則第6条第2号の期間

ウ (2) ウの場合 当該事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が定める期間

(5) 施行規則第1条の5第2号に定める事由による支給認定の有効期間は次のとおりとする。

出産日（出産予定日）から起算して2か月前の日の属する月の初日から、出産日から起算して2か月を経過する日の翌日の属する月の末日までの期間。ただし、多胎妊娠の場合は、出産日（出産予定日）から起算して4か月前の日の属する月の初日から、出産日から起算して2か月を経過する日の翌日の属する月の末日までの期間。

- (6) 審査の結果、基準を満たす場合は、施行細則第4条第1項に規定する支給認定証（以下「支給認定証」という。）を交付し、基準を満たさない場合は、施行細則第4条第2項に規定する支給認定申請却下通知書（以下「却下通知」という。）により通知すること。
- (7) 審査は、提出された必要書類のほか、必要に応じて、施設（事業）利用に関する同意書（様式第1号）に基づく関係機関への照会や実態調査による確認を基に行うこと。
- (8) 支給認定申請を取り下げる場合、支給認定申請及び施設（事業）利用申請取り下げ届（様式第8号）を提出させること。
- (9) 法第23条第1項に規定する申請対象児童の区分、保育必要量、支給認定の有効期間、利用者負担額に関する事項について変更する必要がある場合は、施行細則第8条に規定する教育・保育給付認定変更申請書に、すでに交付されている支給認定証及び変更内容の確認ができる書類を付して提出させること。
- (10) (9) の申請があった場合は、法、施行令及び施行規則並びに施行細則に基づき審査し、変更が認められる場合には、変更後の内容で新たに支給認定証を交付し、変更が認められない場合には、却下通知を交付すること。
- (11) 施行規則第2条第1項第1号及び第2号に規定する事項について変更する必要がある場合は、施行細則第9条に規定する教育・保育給付認定申請内容変更届にすでに交付されている支給認定証及び変更内容の確認ができる書類を付して提出させること。
- (12) (11) の届出があった場合は、届出に係る事項を確認し、変更後の内容で新たに支給認定証を交付し、又は届出とともに提出された支給認定証に変更内容を記載した上で返還すること。
- (13) 支給認定証を紛失又は汚損、破損等し再交付を希望する場合は、施行細則第10条に規定する支給認定証再交付申請書を提出させること。また、再交付を希望する理由が汚損、破損の場合は、その支給認定証を添付させること。
- (14) 支給認定に関する行政事件訴訟法による訴えの提起及び行政不服審査法による不服申立てに対する事務は、支給認定を行った保健福祉センターこども家庭課が行う。

3 利用調整

- (1) 施設（事業）の利用の申請があった場合は、原則、利用定員まで利用の決定を行い、施設（事業）利用に係る決定においては、施設（事業）利用承諾書（様式第9号）を交付すること。
- (2) 定員を超える利用の申請があった場合等は、別紙施設（事業）利用選考基準（以下「選考基準」という。）に基づき保育の必要度と、児童の状況等による緊急度とを勘案し、優先順位を決定すること。
- (3) (2) で決定した優先順位の高い児童から順に利用の決定を行い、利用することができる児童については、利用調整結果通知書(内定)（様式第19号）（以下「内定通知」という。）を交付すること。また、利用することができない児童については、利用調整結果通知書(不承諾)（様式第11号）（以下「不承諾通知」という。）を交付すること。
- (4) (3) に規定する利用することができる児童の人数については、当面の間、原則として利用定員の120%未満とする。

ただし、児童福祉の観点から特段の事情があり、利用定員の120%以上の入所をさせる必要があると幼保運営課長が認める場合には、この限りではない。
- (5) (1) 及び (3) の決定を行った場合における保育士等の配置人数は、千葉市児童福祉施設の

設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する保育士等の配置基準を満たさなければならない。

- (6) 施設（事業）の利用申請は、利用調整の結果、施設（事業）を利用することができない場合には、利用希望月の属する年度内有効とする。
- (7) 施設（事業）の利用の決定に対し、辞退する場合は、施設（事業）利用決定（内定）辞退届（様式第8号）を提出させること。
- (8) 利用調整に関する行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による訴えの提起及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てに対する事務は、利用調整を行った保健福祉センターこども家庭課が行う。

4 保育を必要とする事由の確認

- (1) 毎年決められた期間中に施行細則第7条に規定する施設（事業）利用現況届及び保育を必要とする状況を証する書類を提出させること。また、必要に応じ保育料算定に必要な税関係書類を添付して提出させること。
- (2) 保育を必要とする事由の消滅
 - ア 2号認定児童の場合
保育を必要とする事由が消滅した場合は、施設（事業）利用解除通知書（様式第12号）（以下「利用解除通知書」という。）を交付すること。その際、交付されていた支給認定証を返還させること。
 - イ 3号認定児童の場合
保育を必要とする事由が消滅した場合は、支給認定を取り消し、支給認定取消通知書及び利用解除通知書を交付すること。その際、交付されていた支給認定証を返還させること。
- (3) 転居等により利用する施設（特定地域型保育事業の場合にあつては、事業の実施場所。以下「事業の実施場所」という。）の変更を希望する場合は、利用施設（事業）変更希望届（様式第13号）を提出させること。
- (4) 利用する施設（事業の実施場所）の変更について、可否を決定したときは、内定通知又は不承諾通知を交付すること。
- (5) 施設（事業）の利用を取り止める場合は、施設（事業）利用取止め届（様式第14号）を提出させること。
- (6) 次に掲げる事項のいずれも満たす児童については、福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する省令に基づき、事前の説明等を行ったうえで、施設（事業）の利用を取り止め、利用解除通知書を交付することができることとする。
 - ア 施設（事業）の利用の実績が概ね3か月以上ないこと
 - イ 前項の状態となっている理由が確認できないこと

5 広域入所

- (1) 管外委託及び転出協議の取扱いは、申請者の居住地区を管轄する保健福祉センターこども家庭課で行うこと。
- (2) 管外受託及び転入協議の取扱いは、申請者の希望する施設（事業）を管轄する保健福祉センターこども家庭課で行うこと。

- (3) 転入協議の場合は、転入に関する誓約書（様式第15号）を提出させること。
- (4) 管外受託については、原則として、管外受託児童の利用を決定してもなお利用児童数が利用定員以下となる場合に限り、利用の決定を行うこと。
- ただし、管外受託のうち、市外に居住し、選考基準に定める優先項目の6に該当する者については、市内に居住する児童と併せて利用の決定を行うこと。
- なお、いずれの場合においても、3（5）の規定を適用する。
- (5) 管外委託及び管外受託による利用については、原則、以下に掲げる状況であることを条件とする。なお、その他の状況については、他市区町村との協議により決定すること。
- ア 居住地の施設（事業）を利用することで児童の送迎に無理が生じる場合。ただし、以下のいずれかの場合に限る。
- ①勤務先と利用希望施設（事業）の利用調整を管轄する市区町村が同一の場合
 - ②勤務先への通勤にあたって本市を經由し、利用希望施設（事業）を本市が管轄する場合。ただし、管外受託に限る。
- イ 里帰り出産の場合。ただし、すでに利用している施設（事業）がある場合は、その施設（事業）の利用を取り止めなければならないこととする。
- (6) 「千葉市・市原市・四街道市による新たな広域連携」における広域利用の取り扱いについては、市原市民、四街道市民が千葉市管内の施設（事業）を利用する場合（管外受託）は、（5）の条件は適用しない。なお、この取扱いは、市原市、四街道市において支給認定を受けている場合に限る。また、この取扱いにおいて（4）の規定は適用する。
- (7) 利用調整に係るその他の規定については、3の規定に準ずる。

6 育児休業の延長に伴う入所選考順位に係る届出を提出した児童の利用調整

- (1) 申請対象児童に係る育児休業明けを理由とする利用申請の場合には、保護者に対し、入所選考順位の引き下げの希望の有無を確認し、希望する保護者には、「育児休業の延長に伴う入所選考順位に係る届出（様式第20号）」（以下「育児休業の延長に伴う届出」という。）を提出させること。
- (2) 育児休業の延長に伴う届出の提出があった児童については、当該届出の希望事項に記入された年月の入所選考から、5（4）に規定する管外受託児童の利用を決定してもなお定員等に余裕がある場合に限り、利用の決定を行うこと。
- (3) (1)の届出を取り下げる場合は、育児休業の延長に伴う届出に取り下げる年月を記入し、提出させること。
- (4) 利用調整に係るその他の規定については、3の規定に準ずる。

7 大規模マンション居住者に係る保育施設の優先的な利用調整

- (1) 千葉市大規模マンション居住者に係る優先的な利用調整の対象となる保育施設の要件を定める要綱第2条第1号に規定する大規模マンションに居住する児童であって、同要綱第3条に規定する保育施設（当該大規模マンションの敷地内及び隣接する場所に設置された保育施設に限る。）の利用を当該児童の保護者が希望する場合は、以下に定めるところにより優先的な利用調整を行うこととする。
- (2) 優先的な利用調整の対象とする児童は、優先的な利用調整の対象となる保育施設が設置され

た大規模マンションに、利用開始希望日において居住する児童とする。

- (3) (2) の児童の保護者が、(1) の保育施設の利用のために施行規則第2条第1項に規定する利用申請をする場合には、併せて大規模マンションに居住することの誓約書（様式第18号）を提出させること。
- (4) (3) による利用申請のあった児童の数が、当該保育施設における利用定員を超える場合等は、3 (2) に規定する選考基準に基づき優先順位を決定する。
- (5) (4) に規定する利用調整を行ってもなお、当該保育施設において定員等に余裕がある場合に限り、事業者と協議の上、選考基準に基づき当該大規模マンションに居住する児童以外の児童を利用調整することとする。
- (6) 利用調整に係るその他の規定については、3の規定に準ずる。

8 医療的ケアが必要となる要配慮保育決定児童の利用調整

- (1) この利用調整の対象となる児童は、以下のすべてに該当する児童とする。
 - ア 千葉市内に住民登録があり、かつ実際に居住している児童
 - イ 千葉市要配慮保育実施要綱（以下「配慮要綱」という。）に規定する要配慮保育決定児童
 - ウ 利用申請時点で在宅医療を6か月以上実施している児童
 - エ 経管栄養、喀痰吸引、酸素療法、導尿、その他施設で対応可能な種類の医療的ケアを必要とする児童
- (2) 利用申請について、1 (1) 及び(2) に規定する必要書類の提出に加えて、千葉市保育園・認定こども園における医療的ケア実施ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定める書類を提出させること。
- (3) 4月からの新規利用に係る申請期間は1 (3) に準ずる。
- (4) 5月以降の年度途中の新規利用については、千葉市障害児等保育審査指導委員会（以下「委員会」という。）の開催される前月10日まで（10日が土、日、祝日の場合は翌開庁日まで）を申請期間とし、内定後に必要な調整期間を設けて委員会が開催される月の翌々月以降の月で利用月を決定する。
- (5) 委員会にて保育利用が可能と判断され、かつ、3 (2) で決定した優先順位の高い児童から順に利用の決定を行い、利用することができる児童については、内定通知を交付すること。
また、利用することができない児童については、不承諾通知を交付すること。なお、委員会にて保育利用が不可能と判断された場合、却下通知を交付すること。
- (6) 利用調整に係るその他の規定については、3の規定に準ずる。

9 居宅訪問型保育事業対象児童の利用調整

- (1) この利用調整の対象となる児童は、以下のすべてに該当する児童とする。
 - ア 千葉市内に住民登録があり、かつ実際に居住している児童
 - イ 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる児童
- (2) 利用申請について、1 (1) 及び(2) に規定する必要書類の提出に加えて、ガイドラインに定める書類を提出させること。
- (3) 4月からの新規利用に係る申請期間は1 (3) に準ずる。

- (4) 5月以降の年度途中の新規利用については、第1希望事業者（以下「運営事業者」という。）を管轄する保健福祉センターこども家庭課へ申請を行ったあと、運営事業者との面談を行い、利用が可能と判断され、内定となった後に必要な調整期間を設けて、利用月を決定する。
- (5) 運営事業者との面談にて保育利用が可能と判断され、かつ、3（2）で決定した優先順位の高い児童から順に利用の決定を行い、利用することができる児童については、内定通知を交付すること。
- また、利用することができない児童については、不承諾通知を交付すること。なお、面談にて保育利用が不可能と判断された場合、却下通知を交付すること。
- (6) 利用調整に係るその他の規定については、3の規定に準ずる。

10 期間限定保育を申請した児童の利用調整

- (1) 千葉市期間限定保育事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める期間限定保育の利用を保護者が希望する場合は、以下に定めるところにより利用調整を行うこととする。
- (2) この利用調整の対象となる児童は、以下のすべてに該当する児童とする。
- ア 法第20条第3項に規定する認定を市から受けていること。
 - イ 基準日（期間限定保育を利用する年度の初日の前日をいう。以下同じ。）における年齢が満1歳以上満3歳未満であること。
 - ウ 千葉市内に住所を有し、集団保育が可能であること。
 - エ 保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用していないこと。
 - オ 1に規定する利用申請手続をしていること。
- (3) 期間限定保育の利用の申請があった場合は、実施要綱第9条第1項に規定する期間限定保育利用・変更申請書を提出させること。
- (4) 期間限定保育の利用の申請があった場合は、原則、利用定員まで利用の決定を行い、利用に係る決定においては、実施要綱第9条第2項に規定する施設（事業）利用承諾書を交付すること。
- (5) 定員を超える利用の申請があった場合等は、3（2）に規定する選考基準に基づき優先順位を決定する。
- (6) (5)で決定した優先順位の高い児童から順に利用の決定を行い、利用することができる児童については、実施要綱第9条第4項に規定する利用調整結果通知書（内定）を交付すること。また、利用することができない児童については、同項に規定する利用調整結果通知書（不承諾）を交付すること。
- (7) 利用の決定に対し、辞退する場合は、実施要綱第9条第5項に規定する期間限定保育利用申請取下げ（決定（内定）辞退）届を提出させること。
- (8) 期間限定保育の利用期間は、利用を開始した日が属する会計年度の3月31日までの、保護者が希望する期間とする。
- (9) 利用を取止める場合は、実施要綱第12条に規定する期間限定保育利用取止め届を提出させること。
- (10) 利用調整に係るその他の規定については、3の規定に準ずる。

1 1 千葉市高経年住宅団地への転居者に係る保育施設の優先的な利用調整

- (1) 千葉市高経年住宅団地への転居者に係る保育施設の優先的な利用調整に関する事務取扱要綱第4条に規定する児童であつて、同要綱第3条に規定する保育施設（高経年住宅団地に近接する千葉市内の保育施設に限る。）の利用を当該児童の保護者が希望する場合は、以下に定めるところにより優先的な利用調整を行うこととする。
- (2) 優先的な利用調整の対象とする児童は、同要綱第5条3に規定する優先入所通知書(様式第2号)を交付された児童とする。
- (3) 児童の保護者が、(1)の保育施設の利用のために施行規則第2条第1項に規定する利用申請をする場合には、(2)で交付された優先入所通知書(様式第2号)を提出させること。
- (4) (3)による利用申請のあった児童の数が、当該保育施設における利用定員を超える場合等は、3(2)に規定する選考基準に基づき優先順位を決定する。
- (5) 利用調整に係るその他の規定については、3の規定に準ずる。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降の利用申請に係る手続きについて適用し、同日前までの利用申請に係る手続きについては、千葉市保育所入所事務取扱要領による。

附 則

この要領は、平成27年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月15日から施行する。ただし、改正後の規定は、改正後の様式第1、3、4、6、7、9、10、11、12、13、16、19号及び改正後の選考基準「同点となった場合の選考項目」を除き、平成31年度分以降の入所申込みについて適用することとする。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月15日から施行する。ただし、改正後の規定2(6)及び施設(事業)利用選考基準は令和4年4月以降の利用申請について適用する。

附 則

この要領は、令和４年１０月１７日から施行する。ただし、改正後の施設（事業）利用選考基準は令和５年４月以降の利用申請について適用する。

附 則

この要領は、令和４年１２月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１０月１６日から施行する。ただし、改正後の規定１１および改正後の様式第３、５、６、７、１５号及び改正後の施設（事業）利用選考基準は令和６年４月以降の利用申請について適用する。

附 則

- １ この要領は、令和６年１０月１５日から施行する。ただし、改正後の様式第１、３、７、１３、１４及び１６号並びに改正後の施設（事業）利用選考基準は令和７年４月以降の利用申請について適用する。
- ２ この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- １ この要領は、令和７年１０月１５日から施行する。ただし、改正後の施設（事業）利用選考基準は、令和８年４月以降の利用申請について適用する。
- ２ この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- １ この要領は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、改正後の施設（事業）利用選考基準は、令和９年４月以降の利用申請について適用する。
- ２ この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。